

横浜市健康管理（母子保健分野）システムの標準化
移行対応業務委託
落札者決定基準

令和6年1月
横浜市こども青少年局地域子育て支援課

落札者決定基準（横浜市健康管理（母子保健分野）システムの標準化移行対応業務委託）

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、横浜市（以下「本市」という。）が「横浜市健康管理（母子保健分野）システムの標準化移行対応業務委託」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

2 総則

システムの標準化については、令和3年の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行を契機とし、全国の自治体がほぼ同時期に移行を進める方針となっていることから、標準化移行に関する十分な実績を持つ事業者が少ない状況である。

このような状況下においても、適切な移行スケジュールを設定し、遅滞や問題が起こらないように移行準備を進めること、標準化移行後に適切な業務が行える、安定したシステムとする必要があることから、十分な技術力を持った事業者を選定する必要がある。

このことから、本事業の受託者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格に加え、標準化移行に向けた事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

落札者は、本事業に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合評価を実施し、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において決定する。

3 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容及びヒアリングの評価である「技術点」に、入札価格の評価である「価格点」を加算する、総合評価一般競争入札方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

提案評価表（添付資料）の各項目に基づき提案内容を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は70点とする。

(2) 価格点

入札書様式に従い、入札書には、入札価格を記載すること。入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。価格点の満点は30点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の満点は100点（技術点70点＋価格点30点）とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 入札者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合の対応

欠格該当者を除いた入札参加者の全ての入札額が予定価格の110分の100（以下、「入札書比較価格」という。）を上回った場合、欠格該当者を除いた入札参加者全員で、再度入札を行う。欠格該当者は再度入札に参加できない。

再度入札を行った結果、入札参加者の全ての入札額が入札書比較価格を上回った場合は、再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札参加者から順に価格交渉を行い、入札書比較価格以下となった場合は、その者を落札者とする。

(6) 総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときの対応

総合評価点数の最も高い者が2者以上ある場合、技術点の合計点数が最も高い入札参加者を落札者とする。

技術点の合計点数が同点だった場合、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。

(7) 欠格事由

以下の条件に該当する場合は、「欠格」とする。この場合、当該入札者の技術点及び価格点を評価せず、落札者とししない。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- カ 虚偽または法令に違反する内容が記載されているもの。
- キ 仕様書に示す本市の要求に応じた提案がなされていないもの。
- ク 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関してヒアリングなど選定手続きに定められている事項以外で業者選定委員会及び評価委員会の委員又は本件入札手続に係る学識経験者と、本事業に関する情報の収集又は提供をする目的をもって接触した者。
- ケ プレゼンテーション、ヒアリング、デモンストレーションに出席しなかった者。
- コ 入札日までの間に、本総合評価一般競争入札の入札参加資格を失った者

4 技術点について

技術点は、提案評価表（添付資料）に基づき、評価委員会が提案書類及びヒアリングの内容を審査し、次により算出する。

(1) 技術点の配分

提案評価表の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

No	評価項目	配点	比重
1	基本事項		
(1)	実績	10	14.3%
(2)	体制・計画	5	7.1%
(3)	業務知識	4	5.7%
(4)	企業としての取組	2	2.9%

2 提案内容			
(1)	システム導入方針	12	17.1%
(2)	機能要件・非機能要件の対応	9	12.9%
(3)	役務要件	6	8.6%
(4)	運用保守	11	15.7%
3 プレゼンテーション・追加提案			
(1)	プレゼンテーション・デモンストレーション	8	11.4%
(2)	追加提案	3	4.3%
	合計	70	100.0

(2) デモンストレーションの配分

(1) 提案評価表3 (1) のデモンストレーションでは次の項目を評価する。

No	評価項目
1	操作のしやすさ、習得のしやすさ
2	画面の見やすさ、画面遷移の分かりやすさ
3	効率的な入力（入力アシスト、誤り修正など）
4	複雑な条件設定の可否（複数条件を指定した検索・出力等）
5	データ出力、帳票加工のしやすさ
6	レスポンス
7	利用者支援（ヒント表示、ヘルプ、マニュアル）
8	利用者の操作支援（エラーへの対応、ヘルプ及びマニュアル）
9	その他追加機能

(3) 事務局採点

提案評価表「1－(1)実績」、「(4)企業としての取組」、「2(2)機能要件・非機能要件の対応」のA及びBについては、受託件数などの数量に基づく評価を行うため、事務局で評価点を算出する。

(4) 各評価項目の評価点

A～Eまでの5段階評価とし、評価の目安は、次のとおりとする。

【評価の目安】

A	非常に優れている	配点×4/4点
B	優れている	配点×3/4点
C	普通（本市で想定する一般的な提案）	配点×2/4点
D	劣っている	配点×1/4点
E	非常に劣っている、本市の要求に適合しない	0点

(5) 技術点の算出

技術点は評価委員会の各委員の合計点の平均とする。

5 価格点について

(1) 価格点の算出

価格点の算出は、次により算出する。

$$\text{価格点} = \text{配点 (30 点)} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(2) 対象費用について

入札価格には、契約期間中（契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日）に本事業で発生する一切の費用を盛り込むものとする。